

「あんしん補償」利用規約【現改比較表】

2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

目次（略）		目次（略）	
第1節 総則		第1節 総則	
第1節 ～ 第9節（略）		第1節 ～ 第9節（略）	
用 語	用 語 の 意 味	用 語	用 語 の 意 味
(1)～(20)	(略)	(1)～(20)	(略)
(21) 請 求 事業者	当社が別表2に定める請求事業者（ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 に限りま す。）に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い 更に譲渡する事業者	(21) 請 求 事業者	当社が別表2に定める請求事業者（ NTTドコモビジネス株式会社 に限りま す。）に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTドコモのOCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事 業者
第2節～第6 節	(略)	第2節～第6 節	(略)
第7節	料金及び支払等	第7節	料金及び支払等
1～5	(略)	1～5	(略)

	6. 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった利用料金（月額利用料金に限ります。）その他の責務に係る債権を、当社が請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）に限ります。以下本項において同じとします。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者へ個別に通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は、請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。 7. 請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）に限ります。以下、本項において同じとします。）は、当社から譲り受けた債権を請求事業者に定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、契約者は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。		6. 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった利用料金（月額利用料金に限ります。）その他の責務に係る債権を、当社が請求事業者（NTTドコモビジネス株式会社）に限ります。以下本項において同じとします。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者へ個別に通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は、請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。 7. 請求事業者（NTTドコモビジネス株式会社）に限ります。以下、本項において同じとします。）は、当社から譲り受けた債権を請求事業者に定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものととして取扱うものとし、契約者は特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。
第8節	(略)	第8節	(略)
第9節	個人情報	第9節	個人情報
1～3	(略)	1～3	(略)

4. 契約者は、当社が第2 3 第6 項の規定に基づき請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）に限りします。以下、本項において同じとします。）に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報および料金の回収に必要となる情報を請求事業者に提供することにつき同意していただきます。 5. 請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）に限りします。以下、本項において同じとします。）から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者に提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。 6. 本サービスに係る債権（月額利用料に限りします。）が請求事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）に限りします。以下、本項において同じとします。）から特定請求事業者に再譲渡された場合、契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。 7. 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、第2 3 条第6 項に規定に基づく債権譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつき契約者は同意するものとします。当社	4. 契約者は、当社が第2 3 第6 項の規定に基づき請求事業者（NTTドコモビジネス株式会社）に限りします。以下、本項において同じとします。）に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報および料金の回収に必要となる情報を請求事業者に提供することにつき同意していただきます。 5. 請求事業者（NTTドコモビジネス株式会社）に限りします。以下、本項において同じとします。）から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者に提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。 6. 本サービスに係る債権（月額利用料に限りします。）が請求事業者（NTTドコモビジネス株式会社）に限りします。以下、本項において同じとします。）から特定請求事業者に再譲渡された場合、契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。 7. 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、第2 3 条第6 項に規定に基づく債権譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつき契約者は同意するものとします。
---	--

	が請求事業者（ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 に限ります。）に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。		当社が請求事業者（ ＮＴＴドコモビジネス株式会社 に限ります。）に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。
別表1	(略)	別表1	(略)
別表2		別表2	
事業者名	キューアンドエー株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	事業者名	キューアンドエー株式会社 ＮＴＴドコモビジネス株式会社
		附 則（令和7年6月12日 OCX第000600000510号） （実施期日） 1 本利用規約は、令和7年7月1日から実施します。	